

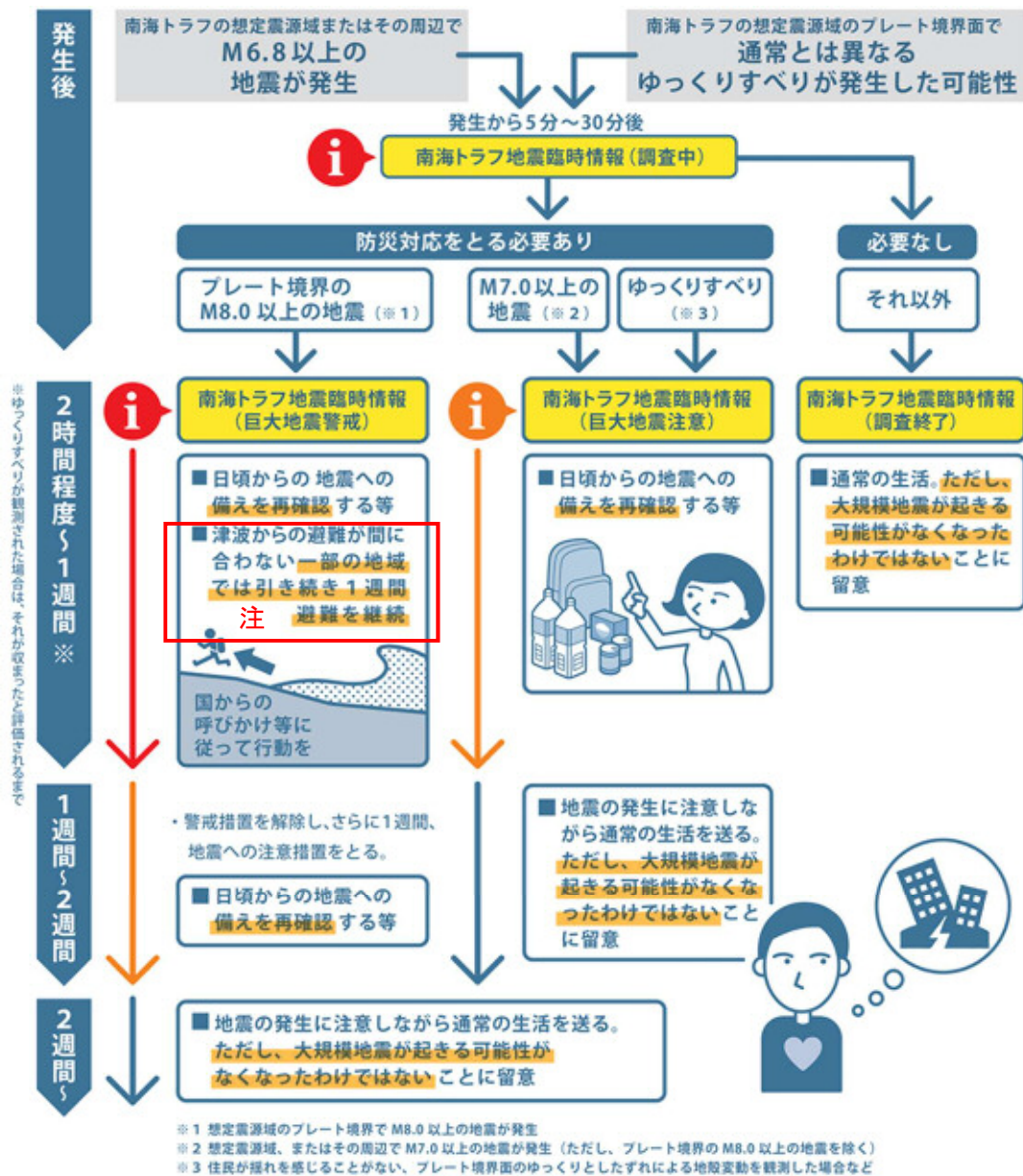
名古屋市地域防災計画の修正を行う主要因について

1 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応について

(1) 改正の趣旨

南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、気象庁より発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、令和元年5月に運用開始され、本市の防災対応を定めたことに伴い、「南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項」として新たに節を追加するなど、必要な修正を行うもの。

<地震発生後の防災対応の流れ>



注 津波等からの避難が間に合わない一部の地域（地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が発生する地域等）では、後発地震の発生に備えて、1週間、事前避難することとされており、令和2年3月に公表された県の検討手引きを踏まえ、今後本市の対応を検討する。

(2) 本市の防災対応

ア 対応方針

市民・事業者が後発地震に備えつつ、通常为社会活動をできるだけ維持できるように考慮しながら、市として、後発地震発生時に速やかに災害対応ができる体制をとり、情報の収集・伝達、市民への周知、施設や資機材の点検等を実施する。

イ 防災活動体制等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における、後発地震発生時に速やかに災害応急活動を行うのに必要な防災活動体制等を次のとおりとする。

区分	調査中	巨大地震注意	巨大地震警戒
防災活動体制	警戒体制	警戒体制	非常体制
組織	災害警戒本部	災害警戒本部	災害対策本部
会議	南海トラフ地震対策連絡会議 (課長級)	南海トラフ地震対策連絡会議 (課長級)	本部幹事会議 (課長級) 本部員会議 (局長級)
配備種別	巨大地震注意配備	巨大地震注意配備	巨大地震警戒配備
主な臨時情報に係る応急対策活動	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達 庁内会議の開催 市民への周知(市HP等により地震への備への呼びかけ等を実施) 施設や資機材の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の収集、伝達 庁内会議の開催 市民への周知(市HP、広報車等の巡回等により地震への備への呼びかけ等を実施) 施設や資機材の点検
その他特記事項	通常为社会活動をできるだけ維持するため、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> 通常業務の原則継続 市民利用施設の原則開館 地下鉄・市バス等の平常運行 小中学校等の原則継続 など		

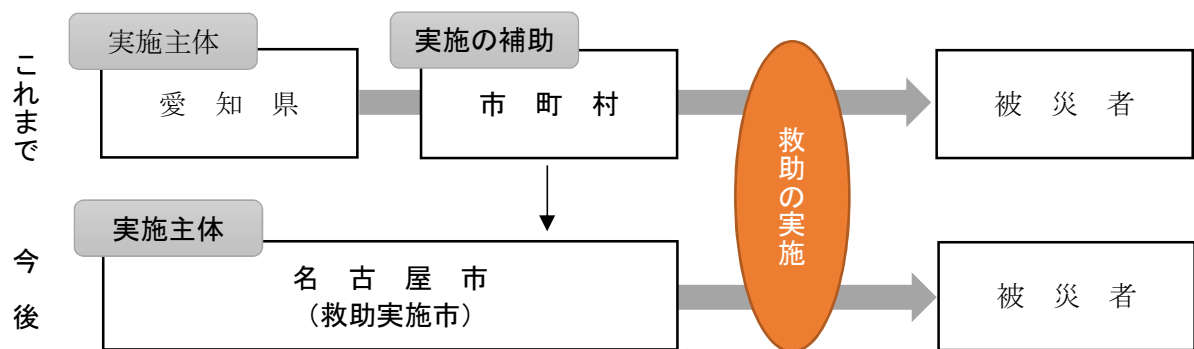
2 災害救助法に基づく救助実施市の指定

(1) 改正の趣旨

災害救助法は、一定規模の災害が発生した際における、避難所や応急仮設住宅の供与等の救助について、都道府県等が救助の実施主体となり、救助に要した費用の一部を国が負担すること等を規定している。

平成30年6月の災害救助法の一部改正により、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市（内閣総理大臣が申請に基づき指定する政令指定都市）が自らの事務として被災者の救助を可能にする制度が創設され、本市は令和2年4月1日から効力が発生したため、必要な修正を行うもの。

<災害救助法適用時における救助の流れ>



※本市の体制

災害救助法に係る総合調整：防災危機管理局
災害救助に係る国庫精算・求償事務：健康福祉局
災害救助の実施：関係局室区

(2) 主な改正内容

ア 災害救助法の適用にあたっての手続き等を新たに規定

イ 「災害救助に係る愛知県資源配分計画」に基づき、愛知県、国の機関等及び関係団体で、平時・災害発生時の連携体制等を確認することを新たに規定

ウ 医療及び助産等の実施に関して、日本赤十字社愛知県支部に必要な事項を委託することを新たに規定

3 国の基本計画、愛知県地域防災計画の修正に伴う修正

(1) 趣旨

愛知県地域防災計画は令和2年6月1日に必要な修正を行ったが、同年5月29日に国の防災基本計画が修正され、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策など、地域防災計画において速やかに修正を反映すべき内容が盛り込まれたことから、当該修正等を踏まえ改めて修正を行うもの。

(2) 主な改正内容

1、避難所における感染症対策の推進

○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

(ア) 避難所における過密抑制対策等の推進

「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（愛知県作成）などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策（分散避難等）の観点を取り入れた防災対策を推進する。また、必要な場合はホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

(イ) 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等

避難所におけるマスク及び消毒液の備蓄を進めるとともに、市民等に対しマスクなどの感染防止対策資材の備蓄を推進する。

2、災害リスクととるべき行動の理解促進

○ 令和元年東日本台風の教訓を踏まえた取組

(ア) ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知

(イ) 避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進

(ウ) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

3、長期停電・通信障害への対応強化

○ 令和元年房総半島台風の教訓を踏まえた取組

(ア) 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備

(イ) 事業者における、倒木等による電力供給網の支障に係る予防保全等